

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

18・19歳の 消費者トラブル

成年年齢の引き下げから1年以上が経過しました。経験や知識がまだ浅い新成人は消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向にあります。

相談の傾向

脱毛をはじめとするエステティックサービスなどの美容や、内職・副業や金融コンサルティングなどの金銭に関するトラブル相談が増えています。



トラブルを避けるには

- 安さや気軽さ、メリットのみを強調した広告に注意する。
- 契約を急かされたり、借金を促される勧誘に注意する。
- 契約はその後のことを考え慎重に検討する。不安なときは周りに相談する。

契約後にクーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。少しでも不安に思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

(月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く))

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

